**平成２２年（フ）第３０号**
熊本県上益城郡益城町大字惣領1363番地２
債務者　東町　　誠
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第７２号**
熊本市若葉２丁目14番12号
債務者　東町　清也
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１０９号**
熊本県合志市須屋2695番地517、住民票上の住所熊本市武蔵ヶ丘６丁目３番43号
債務者　山口たか子（旧姓猿渡）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１４１号**
熊本県宇土市岩古曽町995番地17
債務者　岡本　絹子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１４２号**
熊本県宇土市岩古曽町995番地17
債務者　岡本　竜一
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１８５号**
熊本市出仲間６丁目14番１号　七の坪コーポ西202号
債務者　中村　智美
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第２４２号**
熊本市中原町1139番地
債務者　木村惠里子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第２５８号**
熊本県上益城郡益城町大字惣領1363番地２
債務者　東町　敬子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第６９号**
神奈川県三浦市南下浦町上宮田2940番地２曙コーポ
債務者　野原　英一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（フ）第８６９号**
横浜市南区三春台70番地
債務者　片桐　宏紀
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１１２９号**
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目38番46号　青木荘Ｂ棟２号室
債務者　沖山　勝美
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１２３７号**
横浜市南区中島町４丁目70番地
債務者　須田　正俊
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１２４５号**
横浜市泉区和泉町5627番地３　アズフローラいずみ野307
債務者　金子登志子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９２号**
静岡県富士市本町10番18号富士屋ビル301号、前住所静岡県富士市宮下312番地の15
債務者　髙野ちよみ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

**平成２２年（フ）第２３１号**
愛知県知立市谷田町本林１丁目１番地２　日工谷田荘Ｂ203号
債務者　梅本　君雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月21日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２２年（フ）第２７１号**
栃木県下都賀郡壬生町おもちゃのまち１丁目２番９号　ハイツメイトＡ棟107、前住所栃木県下都賀郡壬生町本丸２丁目14番27号
債務者　髙田　栄二
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係